

# 社会福祉法人牧浦福祉会 役員及び評議員等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人牧浦福祉会（以下「法人」という。）の定款八条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この規程において役員とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 理事及び監事
- (2) 評議員
- (3) 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会の委員

## (役員報酬)

第3条 当法人の役員及び評議員等には、次の通り報酬等を支給する。

役員及び評議員が評議員会、理事会に出席した場合は、日額 5,000 円を支給する。

監事が監査を行った場合は、日額 10,000 円を支給する。

評議員選任・解任委員会へ出席した場合は日額 5,000 円を支給する。

## (役員等の報酬の総額)

第4条 当法人は、定款二一条に規定する役員（理事・監事）の年支給総額が 300,000 円を超えない範囲で評議員会に於いて定める、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給する。

## (費用弁償)

### (第5条)

当法人の役員及び評議員等が、第3条に定める職務以外のため出張するときは、当法人の旅費規程に準じ園長級相当を支給する。

## (公表)

第6条 当法人はこの規程をもって社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## (附則)

この規程は、平成29年6月17日に制定し、平成29年4月1日から遡及施行する。

この規程は、平成29年12月8日に一部改正し、平成29年4月1日から遡及施行する。